

令和7年度 美濃加茂市事業用高効率照明機器設置費 補助金の手引き

1. 制度の概要

本市では、温室効果ガスの排出削減を図り脱炭素社会を実現するため、環境省の「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」を活用し、市内事業者の事業所への高効率照明機器（LED）の設置に対して、設置費用の一部を補助します。

2. 申請受付期間

令和7年5月1日（木）～令和8年1月30日（金）

- ※ 受付は、先着順です。予算の上限に達した場合は、受付期限前であっても申請受付を終了します。
- ※ 必要書類が全て揃った時点で申請を受け付けます。
- ※ 予算を超過した日で受付を終了し、その日に提出のあった申請全ての中から抽選を行います。抽選となった場合は、別途、対象者へ連絡をします。

3. 補助対象事業者

市内の自らが事業を営む建物を有する事業所（事業所との兼用又は併用住宅を含む。）に高効率照明機器（LED）を設置する者で、以下の全ての要件を満たす必要があります。

《主な条件》

- （1）補助対象設備について、国や県から他の補助金等の交付を受けないこと。
- （2）市税等の滞納がないこと。
- （3）法定耐用年数を経過するまでの間、補助事業等により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。
- （4）申請者自らが建物を所有する事業所に補助対象設備を設置すること。ただし、次の場合も条件を満たすものとします。
 - ① 申請者が『個人事業主』の場合
 - ⇒ 配偶者又は1親等内の血族が所有する建物に設置する場合
 - ② 申請者が『法人』の場合
 - ⇒ 役員、子会社等、親会社等が所有する建物に設置する場合

※①又は②に該当する場合は、建物の所有者の「承諾及び同意書」の提出が必要になります。事前に市環境課までご相談ください。

※申請者を含む共有名義の場合も「承諾及び同意書」の提出が必要になります。

(5) 市からの補助金交付決定後に事業に着手し、令和8年2月27日(金)までに事業を完了させ、市に完了実績報告書を提出できること。

※一般的に、事業の着手日は工事の契約をした日、事業の完了日は、補助対象設備の引き渡しを受け、工事代金の全額の支払いが済んだ日を指します。

(6) 美濃加茂市暴力団排除条例に規定する暴力団又は暴力団員等でないこと。

4. 補助対象設備

補助対象設備	補助要件
高効率照明機器 (LED)	① 商用化され、導入実績があるものであること。 ② 中古設備、リース設備でないこと。 ③ 調光制御機能を有すること。

<補助対象となる「調光制御機能」とは>

コンセント式、スタンドライト及び電球タイプ以外のLED照明機器であり、次に掲げる要件のいずれかに該当するものになります。

ア あらかじめ設定したタイムスケジュールに従い、個別回路又はグループ化若しくはパターン化した回路を自動的に点滅し、又は調光制御する機能を有するもの

イ 明るさセンサーからの信号により、自動的に点滅又はあらかじめ設定した照度に調光制御する機能を有するもの

ウ 人感センサー又は微動検知人感センサーからの信号により、あらかじめ設定した個別回路を点滅し、又は調光制御する機能を有するもの

5. 補助金額

補助対象経費として現に要した費用（工事費込み・税抜き）の2分の1の額（千円未満切捨て）（※上限70万円）

6. 申請方法について

○ 工事の契約をする前に、美濃加茂市から補助金の交付決定を受ける必要があります。
※見積書の取得は可能ですが、契約は交付決定を受けるまでしないでください。

○ 補助金の交付決定は、申請書を受理後、3週間程度かかるため、余裕をもって申請書を提出してください（申請内容に不備がある場合には、さらに時間を要することがあります）。

提出先・問合せ先

〒505-8606 美濃加茂市太田町 3431 番地 1

美濃加茂市環境課窓口 平日 8 時 45 分～16 時 45 分まで（※郵送可）

お問い合わせ先 0574-25-2111（内線 304）

受付期間**令和7年5月1日（木）から令和8年1月30日（金）【必着】まで**

※予算の上限に達した場合は、期限前であっても受付を終了します

《提出書類について》

	提出書類	備考
①	申請書（様式第1号）	・様式は市ホームページからダウンロードしてください。
②	法人の場合 登記事項証明書	・取得から3か月以内のもの（写し可）
	個人事業主の場合 確定申告書の写し	【確定申告書（写）について】 ・直近1年分の確定申告書の写し ※申請書等に記載する事業者名の欄には、原則として確定申告書に記載した屋号を記入してください。
③	見積書の写し	・見積書については別添「高効率照明機器（LED）の設置費用の内訳について」を参考に作成を依頼してください。 【注】 契約先（設置業者）を決定するにあたっては、入札や複数者（原則3者以上）から見積もりを徴収するなど競争性を確保してください。ただし、入札や複数者から見積もりを徴収することが不適當（困難）な理由がある場合はこの限りではありません。
④	設置する場所の見取り図（1／1500程度）	・地図サイト等の住宅地図を提出してください。 （事業所・工場などの設置場所の案内図相当）
⑤	建物の見取り図（1／100程度）	・「敷地内の建物の配置が分かる④より詳細な図面」を提出してください。
⑥	補助対象設備の設置場所を示した図面	・高効率照明機器（LED）の設置場所が分かる図面を提出してください。
⑦	補助対象設備の仕様書	・カタログ等、設備の概要が分かる書類を提出してください。 ・対象設備であるか判断できる部分が記載されているものを提出してください（性能表示、メーカー及び型式等）。
⑧	対象設備の更新の場合 従来の設備の設置状況及び型番又は品番を確認できる写真	・従来の設備状況として、既設設備の設置場所が分かる全体の写真（複数枚に分けても構いません。）を提出してください。 ・既設設備の型番又は品番が確認できる写真（資料でも可）も提出してください。

⑨	委任状	・事務等代行者へ委任する場合のみ提出してください。 ・様式は任意のもので構いません。 ・事務等代行者が工事施工者と別の場合は、申請者、事務代行者及び工事施工者の3者を記載してください。
⑩	誓約書 (申請者用)(様式第2号) 及び (工事施工者用)(様式第3号)	・別添誓約書の内容を確認のうえ提出してください。 ・工事施工者用の誓約書については、工事に携わる全ての業者分(元請け業者、下請け業者等)を提出してください。
⑪	建物の所有者が申請者でない場合 承諾及び同意書(様式第4号)	・対象設備を設置する建物が申請者の単独名義以外の場合のみ提出してください。
⑫	申請書チェックリスト	・全ての項目にチェックのうえ、提出してください。 ・様式は市ホームページからダウンロードしてください。

※必要に応じて、その他の書類の提出をお願いすることがあります。

7. 交付決定について

- 申請書の受付順に内容を審査し、予算額の範囲内で交付決定をします。
- 交付決定日以後に補助事業に係る契約を締結してください。
- 交付決定日以後に、補助事業の内容を変更する必要がある場合は、速やかに市環境課までご相談ください。

8. 実績報告について

提出期限

事業の完了の日から30日以内又は令和8年2月27日(金)のいずれかの早い方の日【必着】

※一般的に、補助事業者が高効率照明機器(LED)の設置を完了し、引き渡しを受け、工事代金全額の支払いが済んだ時点をもって事業の完了となります。

提出先・問合せ先

〒505-8606 美濃加茂市太田町 3431 番地 1

美濃加茂市環境課窓口 平日 8時45分～16時45分まで(※郵送可)

お問い合わせ先 0574-25-2111(内線304)

<<提出書類について>>

	提出書類	備考
①	完了実績報告書（様式第9号）	・様式は市ホームページからダウンロードしてください。
②	契約書の写し	・交付決定後に契約していない場合は、原則として補助を取り消します。
③	領収書等の写し	・申請者が工事施工者に支払いを完了したことが分かる書類（支払金額、支払日の記載あり）を提出してください。 ・補助対象設備以外の代金と同時に支払いをした場合は、支払額の内訳が分かる資料を提出してください。
④	対象設備の保証書の写し	・保証書の写しを提出してください。
⑤	設備を設置したことが分かる写真（施工前・施工後）	・設置された全ての照明が写っている写真（複数枚に分けても構いません。）を提出してください。 ・型番又は品番が分かる部分を接写したものも提出してください。 ・調光制御を機能させる上で必要な機器（コントローラー、センサー等）の写真も提出してください。
⑥	実績報告チェックリスト	・全ての項目にチェックのうえ、提出してください。 ・様式は市ホームページからダウンロードしてください。

※必要に応じて、その他の書類の提出をお願いすることがあります。

9. 補助金の支払いについて

- 事業完了後の精算払いとします。
- 実績報告書の審査を行った後、補助金の確定額を通知します。確定額の通知があり次第、速やかに交付請求書を提出してください。

10. 財産処分について

- 法定耐用年数が経過するまでの間は、導入した設備を補助の目的に沿って設備を使用できるように適切に管理してください。
- やむを得ず、法定耐用年数経過前に設備の処分や譲渡、貸付等を行う場合は、原則として市長の許可が必要となりますので、必ず、事前に市へ相談してください。
- 一般的な高効率照明機器の法定耐用年数は15年です。

11. その他

- 補助事業等に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等は補助対象年度の属する翌年度以降、法定耐用年数が経過するまで保管してください（一般的な高効率照明機器の法定耐用年数は15年です。）。
- 提出された書類は返還しません。
- 国及び市の監査関係者等が実地検査に入ることがあります。